

[論文]

政務公開の動的メカニズムに関する研究

刘 颖
(中国大連民族学院経済管理学院)
鷺 尾 紀 吉

- 〈目 次〉 はじめに
1. 政務公開における法理的な基礎：知る権利
 2. 政務公開の基本動力
 - (1) 公開主体の公共的理性
 - (2) 権力主体の訴求及びその利益要求
 - (3) 重大突発事件による推進作用
 - (4) 国際準則と潜在的圧迫
 3. 動力メカニズムに関する分析：ボトルネックの突破と動的な調和の遂行

はじめに

政務公開は国民の知る権利による必然的要求であり、政府が民主監督を強め、腐敗を防ぐための重要保障でもある。また、政務公開は双方向的なものであり、公開主体が権利訴求主体との間における勝負の過程である。中国の国情に相応しい政務公開の意味に対する思考およびその内在する動力メカニズムに対する分析に基づいて、政務公開の「度」をより明確的に把握することができる。そして、中国政務公開のボトルネックも分かれる。そのボトルネックの制限を破り、動力メカニズムを強めることは中国が今後政務公開において努力する方向だといえる。政務公開問題およびそれに関する理論を検討するのは、中国が民主事業の発展を進め、政治文明を建設することにも重要な理論価値と現実意義があると考えられる。

本論文は、「制度」と「行為」の2つの方面から政務公開の定義を行い、政務公開の4つの基本動力を明らかにし、この4つの基本動力に基づいて政務公開の動的メカニズムを分析するものである。

1. 政務公開における法理的な基礎：知る権利

観念としての政務公開の縁起は、ヨーロッパ資産階級の啓蒙思想家である。彼らの著作には暗闇での政治に反対するスローガンがみられる。それは、当時における政府の秘密政治の横行及び国民の暗黒政治に圧迫される現実を批判するものである。国民の知る権利（right to know）は、次第に政務公開の法理的な基礎になってきた。知る権利は、国民が国の政治や行政に関する公的情報を知ることの権利である。国民は、国や各公共団体の公的情報を自由に入手することを求める。広義の知る権利は、国民が各自自治体での個人情報、記録資料及びその使用などの情報を知ることも含めている。知る権利は、最も重要な人権の1つであることが世界各国で認められている。

フランスの『人権宣言』第15条で、「社会はすべての官吏に対して、その行政について報告を求める権利をもつ」と定められている。我々は、この個人の解放のシンボルマークとなっている有名な宣言に知る権利の源をみることができる。1946年の国連大会で採決された59号決

議で、知る権利も基本的人権の1つだと定められている。1948年の『世界人権宣言』第19条で、「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する」と定められている。知る権利があげられた2つの国際大会で認められた例のように、知る権利は最初の政府と個人の間における互惠関係から、次第に個人の奪われない権利となっていった。

中国の憲法と法律では、知る権利を独立人権とすることの明文的な規定がない。しかし、中国の憲法では「国家のすべての権利は人民に属する」、「人民は法律の規定に従って、各種ルート及び形式により、国家事務、経済事業と文化事業、社会事務を管理する」と定められている。これらは国民の政治権利を認めているのであり、国民の知る権利に対する「権利推定」でもある。中国は既に『公民権と政治権利の国際公約』に加入している。その公約第19条では、国民の知る権利について明確に定めている。これは、中国政府が国民の知る権利に対する承認と尊重と表明している。

政務公開は、国民の知る権利の主體的な内容である。国民の知る権利が認められているから、政務の透明化と公開化が必然的に要求される。各国の政治発展の現実状況と歴史背景がそれぞれ違っていることは、政務公開の範囲の広さ、深さ及び真実度に影響を与えている。しかし、どのような程度の開放であっても人間に対する尊重を促すことができる。政務公開は民主政治の建設に避けて通ることのできない道であり、有益の試みである。

1997年中国共産党第15回全国代表大会で政務公開ということを確認し、1999年全国で全面的に広がった。中国がWTOに加盟して以来、WTO協定の「透明度」原則によって、中国の政務公開がより推進されるはずである。しかし、現在のところ中国学界では政務公開の内包的定義についての相違がまだ大きい。中国共産党と政府が推進する政務公開に関わる公文書でもその内包的定義が明確に定められていない。

『行政学辞典』では、政務公開の定義は「国家行政事務又は国家政治事務の略称である。国家行政機関が徹底的に憲法と法律を執行する。そのすべてを正確に実行するために、行った広範的な組織活動と管理活動である。…政務はある時にはまた、行政機関をも意味し、仕組みに関する内容である」と定められている¹⁾。ある研究者は「政務公開は国家政治事務と活動を法律の範囲内で公

開する、人民が国家の政治事務と活動に対する知る権利、観察権利、監督権利をもっている」²⁾、またある研究者は「政務公開とは、国家権利がその運行過程において、法律のような特別な状況のほかに、法的手順に従って公開して、すべての党政機関のあらゆる事務と活動を人民の広範的監督と注目のもとでさせる」と指摘している³⁾。比較的権威のある定義は、1994年第14期の『瞭望』週刊にのせた政務公開に対する定義である。即ち「政務とは、政治に関わる各種事務、その中には政党事務、行政事務及びその他の社会公共事務を含めている。政務公開は、国家の規定による秘密な党務、行政事務を除き、社会公共事務等をすべて社会や国民に公開し、監督を受けるべきである」と述べている。

政務公開の概念を把握するとき、次の原則を守らなければならない。即ち、政務公開というのは歴史的な概念である。その精神の實質は同じである。しかし、経済の発展、政治の進歩及び国家の臨んでいる切実な任務、具体的な環境の違いによって、政務公開に対する内包的定義も動態的に、次第に深化させ、完全化させる過程である。歴史的発展階段を超えるのでも、あるいは歴史的発展階段を遅れるのでも、その内包的定義が政務公開の精神と効率を壊す可能性がある。

本研究の重点は政務公開に対する科学的な定義ではなく、政務公開に対する公開主体の制約である。公開主体それ自身が秘密的本能をもっている。政務公開は、政治秘密性と伴って生まれ、相互に対立する範疇である。その内部に緊張関係が存在する。公開主体がどのように秘密性を保つかは、より深く研究すべきものである。この探求の認識論の基礎として、本論文は政務公開の広義の定義をとった。即ち政務は政治に関する各種事務を意味し、政務公開は制度と行為の2つの方面を包括すると考えている。制度の方面における公開主体に管理される法規、公文書、情報、資料、具体的な行政手順等の公開、行為の方面における決議過程、会議過程などの公開、言い換えると、公開客体は政務主体に支配されている情報だけではなく、政務主体が毎日働いている状況も知るべきである。即ち、「何がある」と「何をやる」のことである。

2. 政務公開の基本動力

数多くの理論研究者は誰が公開するか、どう公開する

か、公開する限界と範囲及び政務公開の民主と廉政に対する建設性作用等の方面について検討した。人権保障の角度から政務公開を判断、分析したりする学者もいる。

本論文はまず政務公開の基本動力を検討し、それをきっかけとして中国の政務公開を研究する。政務公開を推進している動力は4つの方面からであると考えられる。即ち、第1、公開主体（政府が主要）の公共的理性と政治系統自身の完全性、第2、権利訴求主体の権力に対する追及と利益に対する要求、第3、突発事件及び行政方針による結果の影響、第4、国際環境の外圧的圧迫。以上に掲げた4つの要素の強弱の変化及びその結合方式が、政務公開の効果と効率を決めている。

(1) 公開主体の公共的理性

政務公開の主体は、主に国家の権力機関を指している。その中に社会権力組織と公共団体をも含めている。公共的理性（public reason）は公開主体の内在的な特性として、政務公開の動力の1つである。公共的理性において討論される対象又はテーマは公共事務である。その討論に参加した者は「理性的存在者」として、討論者の特殊職業又は階層身分と利益の局限を超えて意見を発表する。討論者に採用される方式は、ある程度公認を訴えるのが前提である。そして、分かりやすく、討論できる推理で発言する⁴⁾。

1国の政治における現代化の重要なシンボルは、その政治における「公共的理性」がますます強くなることである。何懐宏氏はカントの「公用」と「私用」の区分を総合的に考察し、ジョン・ロールズの論述を参考にして、公共的理性を定義した。政務公開の主体は、政務に関わるさまざまな組織と機関である。仕組みとしてそれ自身の規律と運行方式をもっても、具体的な行為者は理性のある人間である。それゆえ、政務公開の主体が同じ公共的理性をもっているわけである。公開主体は公共事務を処理するとき、公共的理性の存在があるが故に、その特定の身分と利益局限を越えられるようになり、公衆と永遠的利益によい方策を策定することができるようになる。そのため、公開主体は公共的理性を通じて、積極的に政務公開を促進する動力をもたせる。

このような動力は、公開主体が自分の秘密を守る本能的なものとの勝負する過程で表したものである。外部環境が政務公開の主体に与える圧力の変化につれて、公共的理性が秘密を守る本能的なものとの争いもより複雑にな

る。そして、外部圧力の変化に伴って、政務公開に強弱の違う推進力を与えるわけである。

政治系統論の権威者イーストンは政治生活を1つの体系と認め、彼は「1つの政治体系に最大な働きをもたせるために、それを相互交流として、1つの政治体系はそれらの相互交流を通じて、社会に権威的に価値を分配する。これは、政治体系と政治体系の存在する環境にある他の系統との相違である」ととらえる³⁾。1つの政治体系にはさまざまな小体系がある。各々の小体系はすべて相互交流するメカニズムである。政治系統論の基本的観点により、政務公開の主体は政務公開の体系における一級下の体系として、自身の生存と発展のために他の体系との交換する過程で絶えず修復し、完全にしている。社会全体の公共的理性の水準の昇進とともに、政務公開の主体が有機的な体系として外界との交換する過程でその中に存在する公共的理性も強くなれる。

このような強くなった公共的理性は、政務公開に対する推進力が次第に発展する勢いとなっている。即ち、その自身に存在している秘密を守る本能的なものとして争っている過程で、政務公開の主体の自覚的公開動力も次第に強くなる。しかし、このような動力は結局理性が自身の本能を克服した方式で完成したものであるから、外在的な必然的制限がなく、公共的理性の効果も削減された。従って、その動力は政治発展と政治文化の建設の要求を満足する強い力をもっていないといえる。それゆえ、公共的理性は政務公開の推進力の1つといえるが、最も重要なものとはいえない。

(2) 権力主体の訴求及びその利益要求

権力主体は、主に知る権利の主体を指している。その主要構成部分は人民大衆である。人民大衆は、政務公開の訴求に対し法理上の依拠と法律上の保障を有している。現在の中国の段階では、知る権利は政務公開の動力の基礎性はまだそれほど著しくない。権力主体が知る権利に不関心という状態になるのは、現在における政務公開の効率の低下の最も深層な原因である。

中国の政治文化の伝統には「知る権利」というのはない。そして、政治情感と心理的方面においては、知る権利を認める縁起もない。国民が知る権利を軽視する原因の1つは、政治文化にある。しかし、最も必要な原因は経済発展のレベルと国民の教育水準にあるのである。

一方、開放的な中国社会における利益の文化と整合の

スピードがより速くなり、現実利益の分配の差が拡大した。数多くの国民の注目がこのような目に見える利益に集められ、その利益の分配する過程で有利な地位を占めることに努力している。知る権利は国民の利益分配の過程における重要な変数であるが、現実利益の獲得に影響を与えるために、さまざまな環節によらなければならない。

今の段階で知る権利は権力主体が利益を獲得することにとっては、直接的で有力な動力ではない。より深層のところからみて、利益の有限性もまた利益に対する注目を集めている。これは、中国の経済発展の情勢及び現実の国情と密接的な関係がある。一方、国民の教育水準も知る権利に対する理解と態度に影響を与えている。人権の一種として、知る権利は他の重要な人権とは密接的に一つの整体となり、不公平な取り扱いをされていない。

しかし、人々の意識によって、社会発展の各階段に合わせられる人権が自身の切実な利益と緊密に連なっていることで注目される。自身の切実な利益と緊密に連なっていない政務及び知る権利は常に軽視されている。権力主体が自身の権利を軽視することは政務公開における内在的な動力を乏しくさせる。

もし、権力訴求主体の国民自身が権利に対する意識をもたなくて、公開主体（主には政府機関を指す）の公共的理性を通じて政務公開を推進するならば、政務公開の仕組みは永久的な動力を具有し難いに違いない。

現段階で大多数の中国国民がある程度知る権利の意義が分かるようになり、知る権利の概念を理解してきた。そして、自分の知る権利は法律や制度によって保障されていることを分かっているが、それを自発的に政治生活に参加する動力に変えることができない。もし、政務公開の実行が国民の知る権利に対する強い渴望と訴求がなければ、絶えず発展する根本的な動力を足りさせる。これは、政務公開の実践の方面では政務公開の主体が権力訴求主体との関連、また公開する内容が訴求する内容との関連を失わせる。

ある地域では、政務公開は深く入り込んでいる。国民の政務公開に対する要求が強いのである。公開主体は、既に政務公開がその合法性の存在する基礎の1つと認識した。マイジゾンは、「ある民衆に選ばれた政府は、もし広範的な情報またはその情報を取る方法がなければ、結局どたばた劇や悲劇の前奏となり、あるいはどたばた劇と

悲劇の並存となる」と指摘している⁹⁾。政務はまた、既
に人々の切実な利益との繋がりにも緊密な関係をもたら
している（衝突を含めて）。政務を公開するかどうかとい
うことは、利益に影響を与える。利益実現が政務公開の
主体に妨げられれば、権力訴求主体の権益の保障はそれ
自身知る権利によって、政府の政務公開を要求している。

これによって、国民は政務公開に対する要求には利益
という重要な変数を入れた。それ故、政務公開は自身の
利益を保護するメカニズムとなった。知る権利はそれ自
身の利益を実現にさせるツールとなり、また政務公開の
根本的な目的から利益を保護するツールに変わった。そ
こで政務公開も連続的な変化が起こるわけである。まず、
自身にはそれほど密接でない政務なら、国民はあまり知
る権利を求めない。間単に見通せない遠大な利益と潜ん
でいる利益に対する見込みは誰でも分かっているわけ
ではない。権利訴求主体はその利益に対する見込みが不足
であるとき、政務を公開する動力も足りない。その結果、
政務公開の動力が不足、又は欠乏となって、政務公開の
効率を低下させる。その他、現段階では利益が物質的な
形を表している。国民は政務を公開する程度と範囲に対
する要求が利益の要求によって、変化するのである。

(3) 重大突発事件による推進作用

動力メカニズムにおける最も著しいパワーは、重大突
発事件である。重大突発事件の突然発生は地域性や段階
性があるかもしれない。しかし、その影響は社会的であ
り、長期的なのである。重大突発事件は政務公開の推進
力の一つとして、権利訴求主体による動力と違って、公
共的理性により自発的に完全なものにする動力とも異な
る。このような推進力は、突発的な外力が公開主体に対
する要求であり、時間的に漸進する累積の過程を経てい
ない。重大事件は政務公開を著しく推進できるので、情
報化社会と開放社会との特徴に密接に連なっている。

現代社会は、ますます情報の多元化になっていく趨勢
がみられる。それ故、突発事件は政務公開の主体を直ち
に友好的な対応にさせる。真実な情報が正常ルートを通
じて公表されないと、うわさのような情報はインターネット
等のメディアを通じて、一晩で全社会に伝播する。そう
すると、真実な情報で起こった騒ぎよりも一層大き
いに違いない。

このような力は、公開主体と権利訴求主体に重要な問
題についての検討を行わせる。例えば、公開と秘密に

する「度」、社会の安定と個人権力の関係等である。こ
のような直面しなければならない問題が政務公開に対する
推進作用に著しいのである。公開主体は重大突発事件が
起こったとき、従来の政務公開の随意性と主観性を捨て
なければならない。権利訴求主体は重大突発事件に直面
するとき、主に人権という角度から反省と検討をしなければ
ならない。それ故、重大事件は権利訴求主体自身が
人権に対する意識を強化すると同時に、それは政府に対
する外在的な圧迫ともなり、政府自身に秘密を遵守する
本能を克服させ、政務公開のより大きな発展を遂げる。

重大事件は政務公開の持続的な動力ではないが、重大
事件が政務公開に対する推進力を無視することはできな
い。どのような重大事件であっても、政務情報を公開す
る制度の建設を促進することができる。そして、国民の
権利意識にしっかりと残こせる。「水門事件」によって制
定された『隐私法（プライバシー法）』及び2003年春、中
国の SARS 事件によって制定された『突发公共卫生事件
应急条例』はいずれも重大事件が政務公開に対する推進
作用を証明した。中国にとっては SARS に関する重要な
情報はその時、公開するかどうか、どのように公開する
か、公開する量は何を基準とするか等の問題は、すべて
手に余る問題であった。

国は重大事件の巨大な整合力と衝撃力の作用を通じて、
同じような事件に対応する協調メカニズムを形成し、将
来同じような事件の対応に当たって経験と模範例を提供
するわけである。簡単にいうと、重大突発事件は政務公
開を速く進歩させる重要なパワーである。政務公開の低
いレベルからより高いレベルまでの発展は、重大突発事
件の推進と密接な連なりがある。

(4) 国際準則と潜在的圧迫

世界の政治経済の発展に伴い、どの国の生存と発展に
もますますその存在する国際環境に頼るようになってき
た。グローバル化の過程においては、国際慣例と準則を
受入れ、遵守するのは、中国政府が挑戦に直面する勇氣
と決心を象徴している。中国はすでに国際公約及び貿易
組織に加入している。例えば、『人権宣言』と WTO など
である。宣言に署名したことは、中国政府がその条項と
精神を認めたことを意味している。

世界的な政治経済組織に加わるのも中国がその組織の
規則と原則を認めて、実行することを表している。WTO
の趣旨からみて、公正、透明な市場制度を構築し、政府

の市場に対する不当な関与を排除し、自由競争を保障し、完全的、持続的、生气的で活力ある多角的な貿易体制はWTO のためまい追求である。それらの原則こそが中国の伝統的な行政管理の観念に大きな衝撃を与えた。その直接的な影響は、政府が定期的に政府の関連情報を公表しなければならないことである。これによって、政策の審議、外部からの監督、「陽光行政」及び「法律による行政」等の問題をもたらした。全世界のグローバル化に伴い、政府主体の単元的価値観が国民と社会が政府主体と結合する多角的な価値観に変わるのは必然である。

しかし、どの国でもその特定の文化と現実的な国情がある。それぞれの国の理念は、全世界からの普遍的な承認を得ることは難しい。このような主権国の自分なりの理念が全世界からの普遍的な承認との間に落差が存在するからこそ、外在的圧迫をもたらすわけである。中央政府の国際舞台における姿の有様は、必ずその政府が国際事務に対応する立場に大きな影響を与える。政府は国際社会と平等的に対話できるステージを得るために、政府の形状を必ず改善する。中国の政務公開は中国の国情の公開に基づいて、自分の歴史的縁起と現実的極限を有している。しかし、国際間で明らかになっている規則と潜んでいる規則には中国政府の行為に対する要求に対し積極的に対応しなければならない。この対応と要求は一对一に当たるものではないが、方向性は同じはずである。国際社会が中国の開明的な政府の形状に対して期待するのはほとんどそれ自身の利益のためであるが、客観的に中国の政務公開を推進する動力の一つといえる。

3. 動力メカニズムに関する分析：ボトルネックの突破と動態的な調和の遂行

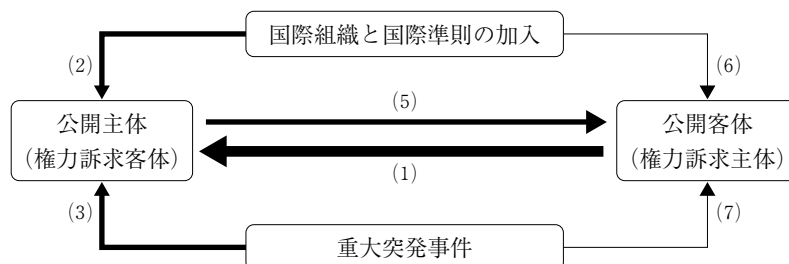
中国の政務公開の動力メカニズムは、上述した4つの方面の動力からなっている。その中の最も根本的な持続

性動力が権利主体、即ち公開客体の訴求と利益の要求である。現在の中国では、このような動力は最も欠乏しているものである。最も根本的な動力が欠乏すれば、政務公開が釣り合いの取れる有効的なメカニズムになり難い。

動力メカニズムの低効率はいろいろな問題を引き起こす。例えば、政務公開の任意性と形式化、政務公開による政治業績の公開、数字公開、片側公開等である。いかに政務公開の動力メカニズムを強化し、そのメカニズムを有効に調和させることは、我々の注目しているところである。政務公開の動力メカニズムは、以下の図のように表すことができる。

下図の中で、(1)は権力訴求主体（公開客体）の求めるパワーであり、このパワーが政務公開の動力における最も重要で、直接的な動力である。その公開主体が権利を訴求するのは、今のところ主に直接と間接の2つの方式で表している。即ち、公開客体が下部の政府と組織に直接的に情報公開の要求を表明する。又は下部の組織、メディア及び人民代表大会の代表等のルートによってその要求を表明する。しかし、中国の現在の法制建設と制度化の参与規制が不健全な状況であるので、公開客体は公開主体に権力訴求を表明するルートはまだかなり有限である。だからこそ、非制度化の参与が時々発生することを引き起こした。国民の順序的な政治参与問題は、主に国民文化の欠乏、市民に対する社会教育の遅れ、社会経済による制約、政治参与の形式と監督のルートの比較的な単一等を示している。これらの要因の制約が中国の政務公開のボトルネックとなっており、権力訴求主体の権力に対する訴求が非常に弱くなっている。

平常の状態では、公開主体の公開パワー(5)が公開客体の訴求するパワーより弱いはずである。しかし、中国の公開客体パワーが相対的に弱く、公開主体の強い圧迫にはなれない。従って、政務公開をより深く、より完全なものとするのが難しくなったので、政務公開の主体が



上から下まで国民の権利意識を養成して、積極的に政務公開することになった。もし、(5)のパワーが強すぎれば、公開の程度と範囲が公開客体の受け入れる制限を越え、政治参与の度を過ぎさせる恐れがある。即ち、「政治参与の激増は政治の動乱を引き起こすに違いない」⁷⁾。もし、(5)のパワーが弱すぎれば、政務公開の範囲と程度が公開客体の要求を満足させることができない。公開客体の内部に不安定の要素と不満の情緒を累積させる恐れがある。それ故、公開客体がまだ自覚的に権利を訴求しないとき、政務公開の主体が政務公開の程度と範囲を把握することはとりわけ重要になる。

上図にある(6)と(7)は、国際環境及び国内の重大突発事件が公開客体の権利意識に与える影響である。メディア、インターネットの発展は中国国民により広く国際環境と付き合わせるようになり、公開客体は現代化のメディア手段を通じて、国際規則と理念を理解したうえで、自分の伝統文化の要素に対して反省し、自分の権利意識を強化した。重大事件も同じく公開客体に政府などの権力部門、自身の権利と利益の認識についてより深く反省させる。これによって、政治の冷淡を減少し、政治参与の情熱を増進させる。

国の政治経済の現代化が一層発展するに伴い、国全体の開放程度と情報の自由度が強まり、民主、自由と人権が既に中国の国民に熟知されるようになった。(6)と(7)は、公開客体に対する影響がほとんど現代化となったメディアを通じて実現したのである。その作用力の大小のキープポイントは、メディアの開放度、引導性、伝えた情報の真偽等の要因で決められている。公開客体の権利意識の強まりが権利訴求力の強弱に直接的に影響している。

(2)と(3)は公務公開の動力として、政務公開の主体の公共的理性(4)と合力形成し、政務公開の力度に影響を与える。国際環境は、公開主体に与える圧迫が主に国際準則を遵守すること及び国際事務に対応する時の政府の姿の面に表れている。公開主体が国際的な圧迫に正面から積極的に対応することこそ、国際事務の対応時に、より有利な位置に立てる。グローバル化が推進する過程において、表現するルートの一貫と不開通、監督規制の失効及び情報のねじまがりとフィルター等の問題があり、極端な政治表現と参与形式がしばしば発生する。これらの非常態的な政治行為は中国国内の重大突発事件と共に、政務公開を段階的によく推進する。重大事件の結果として、

関連法律や制度等が今後の類似事件の発生を防ぐことにも、また公開主体の積極性を向上させる面にも大きな影響を与える。しかし、重大事件と偶然事件の特徴も政務公開に対する推進が持続的なものではなく、安定的なものでもないということを決定づけた。

普通、成熟している公開主体は「何を公開するか」と「いかに公開するか」という問題については、公開客体の権力に対する訴求を前提にしているのである。公開主体が公共的理性により推進した政務の公開は極めて有限である。公開客体は公開主体に対する権力の訴求が欠乏するとき、公開主体が通常要求されないことを公開しないのである。公開主体は公開客体の訴求するパワーがかなり強いときこそ、妥協ができる。動力メカニズムのいろいろなパワーが公開主体の秘密を遵守する本能と勝負することこそ、政務公開の実質である。現在のところ、公開客体が権力を訴求するパワーは弱いので、(2)、(3)と(4)は政務公開における作用が比較的劣位である。現在の政務公開は公開主体が主導しているモデルである。いったん公開客体の権利意識が覚醒し強くなれば、この力は必ず政務公開を促す主導的な力になるに違いない。

政務公開の動力メカニズムに対する分析を通じて、中国の政務公開に関する問題をすべて現実に基づく双方向的な思惟で考えるべきである。政務公開を人権と民主の保障として、より一層強化すべきであり、国の国民の試練に耐える度と国の現実を参考とすべきでもある。国民の個人権利を遵守すべきあり、国の秩序と安定の角度から出発すべきでもある。江沢民前主席は「何が公開できるか、何が公開できないか。何がより一層透明になれるか。すべて、いずれも党（中国共産党）の利益、国の利益、国民の利益を標準とするしかない。社会の安定、政治の安定、人心の安定に良いかどうかということによるべきである」と指摘している⁸⁾。

公務公開のボトルネックを突破し、政務公開の動力メカニズムの失効と食い違いの問題を解決するために、公開客体の権利意識の覚醒を促進し、政務公開の永久的な動力を育成しなければならない。それを多角的勝負における動態的な調和に遂げさせるのは、政務公開の建設の根本的な任務である。

注と参考文献

- 1) 张光博『行政学词典』吉林人民出版社, 1988年版。
- 2) 胡福明『政治学辞典』浙江教育出版社, 1989年版。
- 3) 张庆福, 苗连营『论政务公开在反腐败斗争中的作用及其实现机制』政治学研究, 1999年第三期。
- 4) 何怀宏『诉诸公共理性』经济观察报, 2003年7月。
- 5) 伊斯顿著(王浦劬译)『政治生活的系统分析』北京·华夏出版社, 1999年版, 25-26页。
- 6) 转引自徐大同主编『西方政治思想史』天津教育出版社, 2000年版, 167-168页。
- 7) 亨廷顿著(王冠华等译)『变化社会中的政治秩序』三联书店, 1989年版, 51页。
- 8) 江泽民「关于党的新闻工作的几个问题」1989年11月。